

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 8年 4年 1日

和歌山県知事 様
橋本市農業委員会会長 様

申請者 氏名 ○○ ○○

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------------|--|-------|---------|---------------|------------------------|---------|-------|
| 1 申請者の住所等 | 住 所 | | | | | | 電話番号 | | |
| | 和歌山 | 都道 | 郡 | 町 | 番地 | ○○○○ | ○○111 | ○○○○ | |
| | 府 | 県 | 市 | 村 | | | | | |
| | 国内連絡先 (申請者が国外居住者である場合) | | | | | | 電話番号 | | |
| | 氏 名 | 住 所 | | | | 電話番号 | | | |
| | △△ △△ | ○○○市○○222番地 | | | | ○○○-○○○○-○○○○ | | | |
| 2 許可を受けようとする土地の所在等 | 土地の所在 | 地 番 | 地 目 | | 面積 | 耕作者の氏 名 | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 | | |
| | | | 登記簿 | 現 況 | | | | | |
| | 橋本市○○字×× | 222 | 畑 | 畑 | 300㎡ | ○○ ○○ | その他の区域 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 計 | 300㎡ (田 | ㎡、畑 | 300㎡) | | | | | |
| 3 転用計画 | (1) 転用事由の詳細 | 用 途 | 事由の詳細 | | | | | | |
| | | 個人住宅の建築 | 自己住宅の建築。現在、賃借マンションで生活しているが、成長して手狭となってきたため、自己所有農地での住宅建築を計画しました。 | | | | | | |
| | (2) 事業の操業期間又は施設の利用期間 | 令和 8 年 1 2 月 1 日から 永久 年間 | | | | | | | |
| | (3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 | 工 事 計 画 | 第 1 期 (着工年月日から年月日まで) | | | 第 2 期 | 合 計 | | |
| | | | 名 称 | 棟 数 | 建 築 面 積 | 所要面積 | 棟 数 | 建 築 面 積 | 所要面積 |
| | | 土地造成 | | | 300 ㎡ | | | | 300 ㎡ |
| | | 建築物 | 木造2階建住宅 | 1 | 110 ㎡ | | 1 | 110 ㎡ | |
| | | 小 計 | | 1 | 110 | 300 | 1 | 110 | 300 |
| 工作物 | | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | |
| 計 | | 1 | 110 | 300 | | 1 | 110 | 300 | |
| 4 資金調達についての計画 | 事業費 2,500万円 (自己資金 1,000㎡、借入金 1,500万円) | | | | | | | | |
| 5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要 | 周辺地域に配慮しながら事業の実施を行います。 排水につき、下水および雑排水は発生しません。 雨水排水は、南側市道の側溝に流す。 | | | | | | | | |
| 6 その他参考となるべき事項 | | | | | | | | | |

(記載要領)

- 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。また、申請者が国外居住者である場合にあって、国内連絡先となる者がいるときは、「国内連絡先」欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。